

山梨労働局発表
令和6年10月29日(火)

報道関係者 各位

山梨県特定最低賃金（電機）の改定額が答申されました ～山梨地方最低賃金審議会が答申～

1 山梨地方最低賃金審議会（会長 反田一富 弁護士）は、山梨労働局長（局長 高西盛登）に対し、山梨県特定最低賃金の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、令和6年10月29日に次のとおり改正決定するよう答申しました（別添1参照）。

なお、「自動車・同附属品製造業」に係る特定最低賃金については、現在改正審議中です。

山梨県特定 最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	時間額 1,047円	効力発生予定日 令和6年12月27日
---------------	---	---------------	-----------------------

2 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については1時間当たり50円引上げ（引上げ率5.02%）となります（別添2参照）。

3 山梨労働局長は、この答申を受け、答申日付けで最低賃金法第11条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により、答申内容の要旨の公示を行いました。

なお、異議の申出がなく、山梨労働局長が審議会答申どおりの決定を行った場合には、上記1の山梨県特定最低賃金が効力発生予定日に適用されることとなります（一部労働者を除く）。【異議申出締切日】令和6年11月13日

4 特定最低賃金の適用者を除く、県内すべての産業・労働者に適用される「山梨県最低賃金」については、令和6年10月1日から「1時間988円」が適用されています（別添3参照）。

【参考】

1 審議経過

山梨地方最低賃金審議会は、令和6年8月21日に山梨労働局長から、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」の特定最低賃金の改正決定について諮問を受け、それぞれの産業別に特定最低賃金専門部会を設置して審議を重ねた結果、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については1時間当たり50円の引上げを行うとの結論（全会一致）に達し、別添1の答申（最低賃金審議会令第6条第5項適用）を行ったもの。

「自動車・同附属品製造業」に係る特定最低賃金については、現在改正審議中。

2 最低賃金審議会令第6条第5項について

最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、山梨地方最低賃金審議会では、令和6年度の特定最低賃金の審議において「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること。」があらかじめ議決されていたもの。

3 「一部労働者を除く」について

別添1の別紙「3 適用する労働者」のとおり、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの、特定の業務（清掃又は片付け業務、熟練を要しない業務等）に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用されます。

【添付資料】

別添1 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業製造業最低賃金の改正決定について（答申）

別添2 山梨県最低賃金・引上げ支援策リーフレット

別添3 山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

別添4 参考資料「令和6年度賃上げ支援助成金パッケージについて」

写

別添 1

令和 6 年 10 月 29 日

山 梨 労 働 局 長
高 西 盛 登 殿

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月 21 日付け山梨労発基 0821 第 3 号をもって貴職から
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結
論に達したので答申する。



別 紙

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山梨県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務

ハ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,047 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

山梨県の最低賃金

別添2

山梨県最低賃金が変わりました！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額	効力発生日
	988円	令和6年 10月1日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特定 最低賃金 (時間額) ※1	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,047円	効力発生日 令和6年12月27日予定
	自動車・同附属品製造業	971円 ※2 988円	効力発生日改正審議中 令和5年12月10日

※1 年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2 改正審議により自動車・同附属品製造業最低賃金額が改正決定されるまでは、山梨県最低賃金である「988円」が適用となります。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鯉沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鯉沢1760-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	

最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金

検索



山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年 項目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
		【地域別最低賃金】														
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988
	引上額	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40	50
	引上率	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	5.33
【特定最低賃金】																
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997	1,047
	引上額	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38	50
	引上率	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	5.02
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971	改正 審議中
	引上額	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10	
	引上率	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04	

令和6年度

賃上げ支援助成金パッケージについて

厚生労働省 山梨労働局

労働基準監督署

公共職業安定所

＜業務改善助成金＞

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

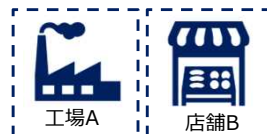
計画の承認
と実施

設備投資等の費
用の一部を助成

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



別々に
申請

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

助成対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性がございます。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※ 10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- ・ 地域別最低賃金が935円
- ・ 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



（設備投資費用が300万円の場合…）
300万円 × 4/5 = 240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

問合せ先

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

申請先

山梨労働局雇用環境・均等室:055-225-2851



業務改善助成金を活用した山梨県内事業場の設備投資等の具体例

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、**設備投資等**を行った中小企業・小規模事業者等に対し、その費用の一部を助成する制度です。

交付決定事業場 127件 <<令和5年度実績>>

(交付決定事業場における事業場内最低賃金を引き上げた労働者の総数816人)

【建設業】

トラックへの荷上げ作業用フォークリフトの購入

これまで、トラックへの荷上げ作業を1台のフォークリフトのみで実施しており、トラックへの積込みに時間を要していた。



2台のフォークリフトを追加購入し、2台で荷上げ作業を行うことで、トラックへの積込み業務の効率化を図ることができた。



- ・事業場労働者数 **48名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円**↑
- ・設備投資等 **660万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **528万円**

【飲食業】

POSレジシステムの導入

客からの注文時、レジ担当者においては、客からの注文と券売機の注文用紙を厨房担当者に手渡す等の手間が生じることから、注文業務全体が非効率となっていた。



POSレジシステムの導入によるレジ担当者と厨房担当者の連携強化等による業務改善により、労働生産性の向上等をはかることができた。



- ・事業場労働者数 **11名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **50円**↑
- ・設備投資等 **135万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **108万円**

【食品製造業】

クラウドシステムの導入

製品の表示ラベルの記載やデータ管理等について、自社作成の表計算プログラムを使用しているが、誤処理等により社内の非効率性、取引先への悪影響等が問題となっていた。



食品リスク管理クラウドシステムの導入により、製品の表示ラベルの記載など、食品リスク管理等を効率的に行えるようになった。



- ・事業場労働者数 **53名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **30円**↑
- ・設備投資等 **51万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **41万円**

【清掃業】

作業用車両(ワンボックスカー)の導入

作業用車両として軽自動車を所有しているが、軽自動車では洗浄機等の積載量に限界があり、必要な洗浄機を運搬できないため、手作業での清掃になる等、非効率な作業が生じていた。



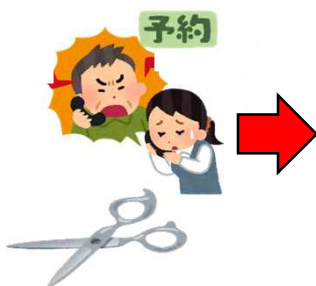
作業用車両として、大型のワンボックスカーを購入したことで、必要な清掃具を一度に運搬することができるようになる等により、業務を効率化することができた。



- ・事業場労働者数 **7名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **60円**↑
- ・設備投資等 **177万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **142万円**

【美容業】

これまでは、予約を電話で受け、手書きで管理していたため、スケジュール管理が煩雑であり、予約重複等も発生していた。



予約・顧客管理システムの導入等

予約・顧客管理システムの導入により、スタッフの負担軽減や予約重複等の防止に繋がった。また、ヘッドスパにおける新技術養成講座受講により、新メニューを開設することができた。



- ・事業場労働者数**2名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円**↑
- ・設備投資等**84万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **67万円**

【社会福祉・介護業】

これまでは、ひし掛けが固定された旧型の車いすを使用していたため、入居者の入浴時等には、入居者への負担もあり、かつ、介護者2名が担当する必要があった。



新型車椅子の購入

新型の車いすを購入したことにより、2名体制で行っていた入浴時や車いすの移譲時において、介護者1名の対応で済むようになった。



- ・事業場労働者数**65名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **45円**↑
- ・設備投資等**67万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **53万円**

【宝飾品販売業】

社員のモチベーションが全体的に不足気味であるため、課題発見、課題解決等についての意識が希薄であった。そのため、売上げについても伸び悩んでいた。



社員研修の実施等

外部の研修指導員を中心として立案した社員研修を5か月間実施した結果、管理職候補者や他の社員とも意識が向上し、結果として売上増にも繋がった。



- ・事業場労働者数**8名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **30円**↑
- ・設備投資等 **56万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **50万円**

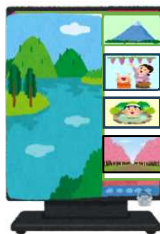
【観光業】

これまでは、事務担当者が来客者への観光案内業務を兼務で行っていたため、本来の事務業務に支障が生じていた。



観光案内用電子表示板の導入

電子表示板（観光案内・説明等に対応した機器）の設置等により、事務担当者の負担を軽減することができた。



- ・事業場労働者数**17名**
- ・事業場内最低賃金の賃上げ額 **90円**↑
- ・設備投資等**545万円**の額
- ・業務改善助成金の支給額 **436万円**

⇒各事業場における申請案件のうち、代表的な設備投資等のみを記載しています。

なお、右記記載の金額については、記載した事例だけではなく、申請案件中の全ての設備投資等を反映した額となります。

その他にも、さまざまな導入実績事例がございます。
申請方法など詳細については、以下の機関あてお気軽にご相談ください。

○業務改善助成金コールセンター TEL0120-366-440



キャリアアップ助成金について

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）

①有期→正規： 80万円（60万円）（※）

②無期→正規： 40万円（30万円）（※）

※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額

➢ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。

①有期→正規： 90万円（67.5万円）

②有期→無期： 45万円（33万円）

③無期→正規： 45万円（33万円）

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■派遣労働者を派遣先で
正規雇用労働者として直接雇用
28.5万円

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換
1事業所当たり **20万円**（15万円）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員
制度を新たに規定し転換
1事業所当たり **40万円**（30万円）

■母子家庭の母等又は父子家庭の父

① **9.5万円**

② **4.75万円**

■人材開発支援助成金の
特定の訓練修了後に正社員転換

① **9.5万円**

② **4.75万円**

※自発的職業能力開発訓練または
定額制訓練の修了後に正社員転換

① **11万円**

② **5.5万円**

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定
を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との
共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度
を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、
手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施

※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等
※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

① 3%以上5%未満： **5万円**（3.3万円）

② 5%以上：**6.5万円**（4.3万円）

1事業所当たり **60万円**（45万円）

1事業所当たり **40万円**（30万円）

(1)手当等支給メニュー **50万円**（37.5万円）（※1）

(2)労働時間延長メニュー **30万円**（22.5万円）

※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の
2年間の合計額は50万円

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり **20万円**（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり **16.8万円**（12.6万円）

※()は、大企業の場合の額。

※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、

①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。

お問い合わせ先:

山梨労働局職業安定部職業対策課 055-225-2858



正社員化
支援

処遇改善
支援

年収の壁・
支援強化
パッケージ

キャリアアップ助成金 山梨県内の活用事例について

キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

【令和5年度山梨労働局の実績】（3月末時点）

- ・正社員化コース
支給決定件数 192件 支給決定人数 244人
- ・社会保険適用時処遇改善コース
計画届受理件数 82件 対象人数 810人

正社員化コース：活用事例 1

会社概要

中小企業（輸送用機械器具製造業）

従業員数：160名

職種：製造職



有期雇用労働者等3名を正社員化

支給額 1,520,000円

人材の採用方法

主にハローワークを利用している。派遣労働者を社内での評価及び能力により、臨時社員として直接雇用することもある。

正社員化への経過

臨時社員としての勤務期間が1年以上ある者のうち、人事評価が特に優秀で上司の推薦があり、社内の審査会で承認された者を社員へ転換している。社員になると、退職金や各種手当が支給対象となる。派遣労働者から臨時社員となり、その後正社員化したケースもある。

正社員化コース：活用事例 2

会社概要

中小企業（洗濯業）

従業員数：60名

職種：洗浄作業員



有期雇用労働者を1名を正社員化

支給額 570,000円

人材の採用方法

主にハローワークを利用して求人募集を行っている。その時の会社の状況に応じて、正社員または非正規社員を募集している。

正社員化への経過

本人の持病のために非正規社員（有期雇用労働者）として採用した。社内の食堂に常時就業規則を置き、正社員転換制度についても掲示している。また、半年に1度の人事面談時に非正規社員から希望を聞いている。面談を行い、転換制度に沿って正社員化した。

正社員化コース：活用事例 3

会社概要

中小企業（娯楽業）

従業員数：10名

職種：接客



有期雇用労働者を1名を正社員化

支給額 570,000円

人材の採用方法

主に民間の求人サイトを利用して求人募集を行っている。会社側・労働者側お互いに見極める期間を設ける意味で正社員ではなく有期雇用として募集している。

正社員化への経過

本人が入社時にダブルワークをしていたことから、アルバイトとして採用した。その後、当社をメインとして働くこととなり、働きぶりも良好なことから、面談を行い、正社員の評価基準を満たしたことから、正社員化した。

社会保険適用時処遇改善コース：活用事例 1

会社概要

中小企業（小売業）

従業員数：500名

事業内容：食品等の販売



3名分第1期

支給総額 500,000円

助成金を活用するに至った背景事情

就労調整しているパート勤務の従業員が複数名いたこと、繁忙期の人員確保が難しかったことから、勤務時間を延長するきっかけとなればと考え、助成金を活用した。

本コースを活用するまでの経過

各店舗にリーフレットの掲示を行い、朝礼でも周知を行った。社会保険適用時処遇改善手当の導入を行い、新たに社会保険に加入する者には手当を支給することとした。

手当等支給メニュー

新たに社会保険の被保険者となった際に、手当を支給。

例：社会保険適用促進手当として、月額22,000円支給。

労働時間延長メニュー

新たに社会保険の被保険者となった際に、週の所定労働時間を4時間以上延長する等を行った場合

例：週所定労働時間16時間→20時間

今後の予定：30人～40人程度に活用する予定。

担当者の声

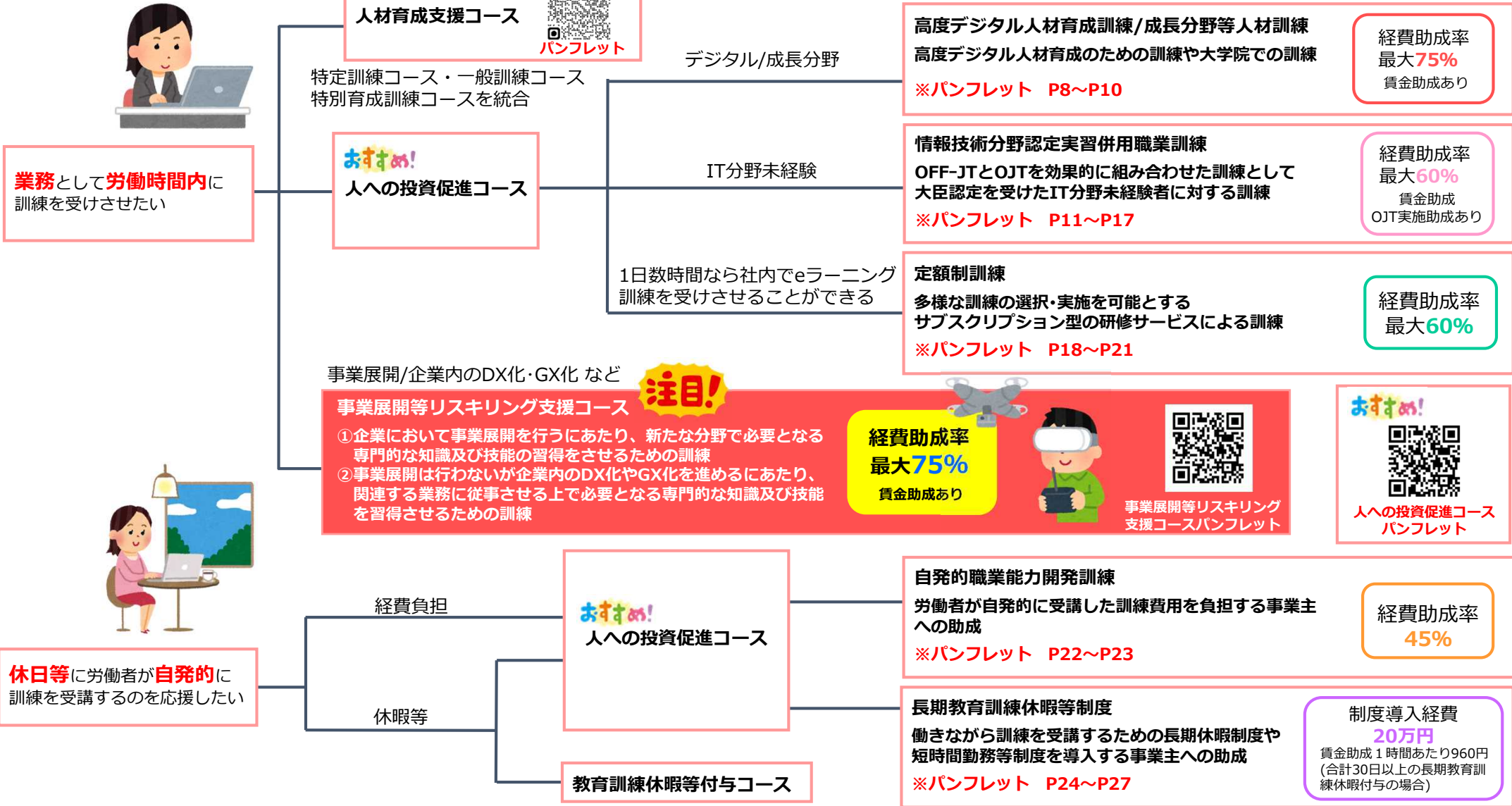
就労調整により人手不足になっていた年末に人員の確保ができるようになった。また、就労調整する人が減ったことにより、会社としてのシフト管理がし易くなった。

従業員の声

社会保険に加入すると手取りが減ってしまうため迷っていたが、**会社が社会保険分を負担してくれるということで、思い切って労働時間を延長することができた。**

従業員の人材育成、スキルアップに人材開発支援助成金をご活用ください

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。



3年間に5日以上取得可能な有給の教育訓練休暇制度を導入し、実際に適用した事業主への助成

人材開発支援助成金 山梨県内の活用事例について

人材開発支援助成金とは

従業員の職業能力の向上を支援するための助成金です。事業主が労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

【令和5年度山梨労働局の実績】
支給決定件数 146件

事業展開等リスキング支援コース：事業展開

会社概要

中小企業（情報通信業）

従業員数：80名

事業内容：コンピュータソフトの開発及び販売等



助成金を活用するに至った背景事情

会社の成長・競争力向上のために新規事業を立ち上げたいと考えているが、人材が足りない。エンジニアの採用競争率が激化する中、社員が未経験分野のスキルを取得し、技術の幅を広げるため。

事業展開の内容

異なる2つの分野のオリジナルプロダクトを統合し、新たなデータ分析基盤を構築。新たなデータ活用の価値を生む新製品として展開する。

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：C#初級開発技術者育成
- 訓練時間：35時間
- 訓練内容：C#によるデータ構造とアルゴリズム
C#によるオブジェクト指向プログラミング

助成金のコース

事業展開等リスキング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額 ※（ ）内は中小企業以外
 <OFF-JT>
 経費助成 75%(60%)
 賃金助成 960円(480円)/h

助成金の額（1人あたり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 C#初級開発技術者育成：
330,000円
- 2 訓練時間に対する賃金助成
(中小企業：960円/h)

支給額

- <OFF-JT>
 1 経費助成：247,500円
(受講料等×75%)
 2 賃金助成：33,600円 (35h×960円)
支給総額 281,100円

訓練の効果

未経験者が基本的なデータ構造やオブジェクト指向を一から学び、現場でプロジェクトに携わるうえで必要な基礎を身に付け、スムーズにプロジェクトに入ることができた。

今後の展開

今回の訓練受講者も新事業構築メンバーの一員として、オリジナルプロダクトのアップデートを進めており、新サービス提供を目指す。

人への投資促進コース：定額制訓練

会社概要

中小企業

(社会保険・社会福祉・介護事業)

従業員数：80名

事業内容：高齢者施設運営



助成金を活用するに至った背景事情

今までは、個々の従業員にあった訓練をそれぞれ実施していたが、訓練費用の削減のためにサブスクリプション型の訓練を実施することにした。

人材育成上の課題

個々の従業員にあった訓練を探す手間や、複数契約するため訓練費用が高額であり、訓練の機会を減らさざるを得ない状態となった。(導入をためらった)

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：介護・看護・医療系研修受け放題講座
- 訓練目標
介護の現場における基礎知識から実技まで対応したeラーニング訓練
- 受講料等
基本料金 20アカウント 108,000円
+追加オプション 30アカウント 72,000円
50名分まで 年間総額180,000円

助成金のコース

人への投資促進コース(定額制訓練)

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練」(サブスクリプション型の研修サービス)を利用した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額 ※（ ）内は中小企業以外
 <OFF-JT>
 経費助成 60% (45%)

助成金の額

助成金の対象となる経費

介護・看護・医療系研修受け放題講座
180,000円

支給額

<OFF-JT> ※（ ）内は中小企業以外
 経費助成：180,000円
 受講料等×60% (45%)
支給総額 108,000円
 (81,000円)

訓練の効果

1つの契約で幅広いテーマを学ぶことができた。eラーニングでの研修のため、すきま時間に訓練を行うことができ、訓練のためのまとまった時間を確保する必要がなくなった。

今後の展開

介護に特化した訓練だけでなく、業務を行う上で必要となるPCスキル、ITスキルなどが習得できる定額制訓練も取り入れることとした。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

(個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象)

必須要件 (賃上げ要件)

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件② (新設)
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

中小企業
も活用可能！

継続雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	15%
+ 5% (新設)	20%
+ 7% (新設)	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

中小企業
も活用可能！

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5

(その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)

継続雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率※1
+ 3%	10%
+ 4%	25%

前年度比 + 10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等 (資本金1億円以下の法人、農業協同組合等) 又は
従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率※1
+ 1.5%	15%
+ 2.5%	30%

前年度比 + 5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を 5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※6 (新設)

中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定 (二段階目～三段階目) については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びくるみんプラス認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。(詳細については、今後HP (右下QRコード) に掲載予定。)

※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。

※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

大企業向け
中堅企業向け
はこちら

中小企業向け
はこちら

